

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁告示第二十一号）

農林水産省告示第二十一号

改 正 案

（リース業務の範囲等）

第二条 命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同条第三項第五号及び第四項第十号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社（法第十二条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社百分の五十を下回らないこととする。

現 行

（リース業務の範囲等）

第二条 命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同条第三項第五号及び第四項第十号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）並びに次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社（法第十二条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十二条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含

をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法

第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 （略）

（信用事業に付隨し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 命令第二十六条第三項第十四号及び第四項第二十七号の農林

水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（五） （略）

六 リース業務（自己又は自らを子会社とする組合（漁業協同組合

、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売

む。）に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会

社集団の法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 （略）

（信用事業に付隨し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 命令第二十六条第三項第十四号及び第四項第二十七号の農林

水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（五） （略）

六 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の

物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）

買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、組合の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

七
（略）

七
（略）